

19 市民課 国保年金班からのお知らせ

問 市民課 国保年金班 ☎ 32 - 3032

①就職や退職で健康保険が変わったら

「国民健康保険」と「会社等の健康保険」の切り替えには手続きが必要です。手続きの際は下記のものをお持ちの上、各庁舎の窓口までお越しください。

◆国保に加入するとき

①資格喪失連絡票（会社等の健康保険を脱退したことを証明するもの）

②印鑑（認め印で可）

③マイナンバーカードまたは通知カード

④窓口に来る方の本人確認書類（運転免許証等）

◆国保を脱退するとき

①会社等の健康保険証（保険証が変わった方全員分）

②国民健康保険証（保険証が変わった方全員分）

③限度額認定証などの各種医療証（持っている方）

④印鑑（認め印で可）

⑤マイナンバーカードまたは通知カード

⑥窓口に来る方の本人確認書類（運転免許証等）

◆各種手続先 ・市民課国保年金班・金浦市民サービスセンター・税務課市民サービス班

②健康な生活を送るため、年に一度は健診を受けましょう！

◆特定健診を受診し、生活習慣病の早期発見・早期治療！

定期的に健診を受けている人は受けてない人よりも医療費がかからないという調査結果があります。これは、健診によって健康意識が高まることや、発症の前段階で発見でき、重症化しないことなどによると考えられています。国保加入者で40歳以上の方と後期高齢者医療加入の方には、4月上旬に「受診券」を送付します。同封案内に掲載の医療機関にご予約いただき、ぜひ受診してください。

◆医療費が増えると国保税も上がります！

医療費が増えると県から高い「事業費納付金」を求められ、その分、国保税も増税しなければなりません。平成31年度も「事業費納付金」が増加し、現在の国保税率では賄えない状況です。日頃から健康づくりを心掛け、医療費を節約しましょう。

20 にかほ市ガス事業民営化に向けて

問 ガス水道局 ☎ 37 - 3131

～事業譲渡の優先交渉権者が決定しました～

2020年4月1日のガス事業民営化に向けて、将来にわたって安定的で安心なガス事業経営を担う候補企業の選定を行ってきましたが、このたび、「にかほ市ガス事業譲渡先選定委員会」では、東海ガス株式会社を最優秀提案者に決定し、市長に審査結果を報告しました。それをもとに優先交渉権者を決定し、3月8日、市議会にて説明会を行いました。

東海ガス株式会社は、都市ガス事業における長年の経験と実績から、にかほ市においても安定的で多様なサービスを提供できるとし、また、地域経済への貢献や地元企業との協業にも意欲を示している点が高く評価されました。今後は、ガス事業民営化に向けて、スムーズな事業譲渡が実現するよう進めていきます。



2月19日、有識者による「にかほ市ガス事業譲渡先選定委員会」から市川市長へ審査結果の報告がありました。

21 危機管理型水位計の設置について

問 由利地域振興局 保全・環境課 ☎ 22 - 5439

秋田県では、「中小河川緊急治水対策プロジェクト」の取り組みとして、県管理河川において危機管理型水位計の整備を進めてきていて、このたび、市内5箇所に設置が完了しました。水位観測情報については、秋田県河川砂防情報システムにて公表していますので、下記URLよりパソコンやスマートフォンで確認ができるようになりました。大雨・台風の際は河川水位の状況確認にご活用ください。

◆運用開始日 4月1日(月)

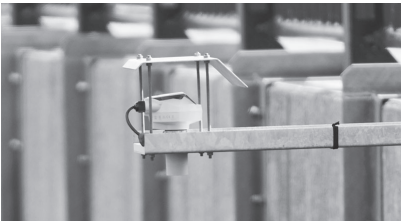
◆情報提供方法 秋田県河川砂防情報システムにて公表 URL <http://sabo.pref.akita.jp/kasensabo/index.html>

◆危機管理型水位計設置河川一覧（にかほ市内）

河川名	位 置
①大沢川	田角森2号線（市道）
②白雪川	茜橋（市道）
③白雪川	立居地橋（市道）
④赤石川	大竹大橋（市道）
⑤奈曽川	奈曽白橋（県道）

※危機管理型水位計とは

洪水時の水位観測に特化した水位計のことで、河川の水位が一定の水位に上昇した際に観測を開始します。



16 税務課 資産税班からのお知らせ

問 税務課 資産税班 ☎ 43 - 7505

①固定資産税に関わる価格の縦覧を行います

縦覧制度は、固定資産税の納税者の方に、ご自分の固定資産（土地・家屋）の評価額が適正であるかどうか確認していただくための制度です。市内に土地や家屋を所有している納税者は、土地・家屋の価格を縦覧することができます。

期 間 4月1日(月)～5月31日(金)までの平日

縦覧場所 税務課、金浦市民サービスセンター、市民課市民サービス班

縦覧できる方 市に固定資産税を納税している方・納税管理人の方

縦覧内容（土地）・所在・地番・地目・地積・価格（家屋）・所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格

※土地のみ所有している方は土地についてのみ縦覧可能で家屋についても同様です。

縦覧費用 無料

必要書類 本人確認できる書類（運転免許証等）

※非課税物件・免税点未満の物件を縦覧することはできません。

②軽自動車税を口座振替している方のうち、5月初旬から中旬頃に車検を受ける予定の方へ

軽自動車・250cc超のバイクの継続検査（車検）を受ける際には納税証明書が必要ですが、納税証明書には有効期限があります。軽自動車税納期限後に車検を受ける場合は、今年度の納税証明書が必要になります。車検用の納税証明書がお手元に届く前に車検を受ける場合は、口座振替されたことが確認できる通帳を窓口にご持参ください。

※車検は車検証の有効期限の1カ月前から受けることができます。4月中旬に車検を受ける場合は前年度の納税証明書が使用できますので、お早めに車検を受けることをお勧めします。

③軽自動車税の減免申請について

軽自動車税には減免制度があります。減免を受けようとする方は、軽自動車税納税通知書を受け取った日から納期限7日前までに申請してください。継続して減免を受ける方も毎年申請が必要です。

減免基準・申請に必要なものについての詳細はお問い合わせください。

申請期限 4月26日(金) ※納期限は5月7日(火)

17 国民健康保険税および後期高齢者医療保険料

～4月からの特別徴収（年金からの引き落とし）について～

問 税務課 市民国保税班 ☎ 43 - 7505

◆特別徴収額について

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を特別徴収により納めていただいている方については、平成31年4月・6月・8月の年金から仮徴収額（前年度の金額を元に仮に算定された金額）として、2月の年金から引き落としされた金額と同額が引き落としされます。

また、4月から新たに特別徴収の対象となる方には、4月1日付けで仮徴収額のお知らせを送付しますのでご確認ください。

◆仮徴収額の平準化について

昨年度の仮徴収額（4月・6月・8月）と本徴収額（10月・12月・翌年2月）の差が大きい方は、1年間を通じて引き落としされる金額が均等になるよう、6月以降の仮徴収額を調整（平準化）します。対象となる方には後日お知らせを送付します。

◆納付方法の変更について

保険料の納付方法について、「特別徴収」から「普通徴収（口座振替）」に変更することができます。希望される方は担当までお問い合わせください。

18 ふるさと納税返礼品を募集しています

問 まちづくり推進課 ☎ 43 - 7510

にかほ市のPRと特産品の販路拡大を目的に、ふるさと納税を寄付された市外の方に対しての返礼品として、右記の条件にあてはまる特産品を募集しています。

ふるさと納税に興味のある方や今後、検討したい方はお気軽にお問い合わせください。

【条件・注意事項】

・主に市内で生産、製造、加工等をしているもの

・法人、個人は問いません。

・時期や数量を限定した出品も可能です。

・出品後、受注や発送などにも対応していただきます。



申込 まちづくり推進課 ☎ 43 - 7510 / FAX 62 - 9013
mail:machidukuri@city.nikaho.lg.jp